会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１５９３号
令和４年１１月１７日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（公印省略）

令和４年医師・歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記の件について、別添のとおり保健医療部長から依頼がありました。

本届出については、令和４年度よりオンラインによる届出が開始されますが、一度オンラインで届出していただければ、次回以降の届出時に前回登録した内容が表示されるため、入力が簡便になります。

また、自分の届出内容をいつでも閲覧できるため、入力誤りや提出漏れをご自身で確認していただくことが可能です。

つきましては、本届出について管下会員にご周知いただくとともに、是非ともオンライン届出システムを積極的に御活用いただくようお願いいたします。

担当：業務Ⅰ課　石川
電話：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

春加八潮医師会
収受
4.11.17
第 880号

保政第１１７８－２号
令和４年１１月１５日

一般社団法人埼玉県医師会
　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也（公印省略）

令和４年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和４年１０月３１日付け医政発1031第２号及び薬生発1031第１号のとおり、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

本届出は、医師、歯科医師、薬剤師の分布を把握し、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的として、２年ごとに氏名・住所、その他の事項を届け出るよう、医師等に義務付けているものです。

本年はこの届出年に該当するため、郡市医師会及び会員に対し、御周知くださるようお願い申し上げます。

また、令和４年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となりましたので、併せて積極的な活用について御配慮いただくようお願い申し上げます。

担　当　保健医療政策課
　　保健所・衛生研究所・県立大学担当　加納・森
電　話　０４８－８３０－７５２７

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の資格をお持ちの皆さまへ

本年は２年に一度の届出年です。

令和４年12月31日現在の状況をお知らせください。

→ 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能となりました。

→ オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師等以外の方は、お近くの保健所へ届出ください。

対象 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方

※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限 令和５年１月１６日（月）まで



Q & A

Q　届出をしなければいけないのですか？

A　医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、２年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q　この届出はどのようなことに使われてますか？

A　「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただけた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q　届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A　最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

Q　オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A　厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いてログインし、届出してください。

▶ 厚生労働省ホームページ ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療 > 医療従事者による２年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html





ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

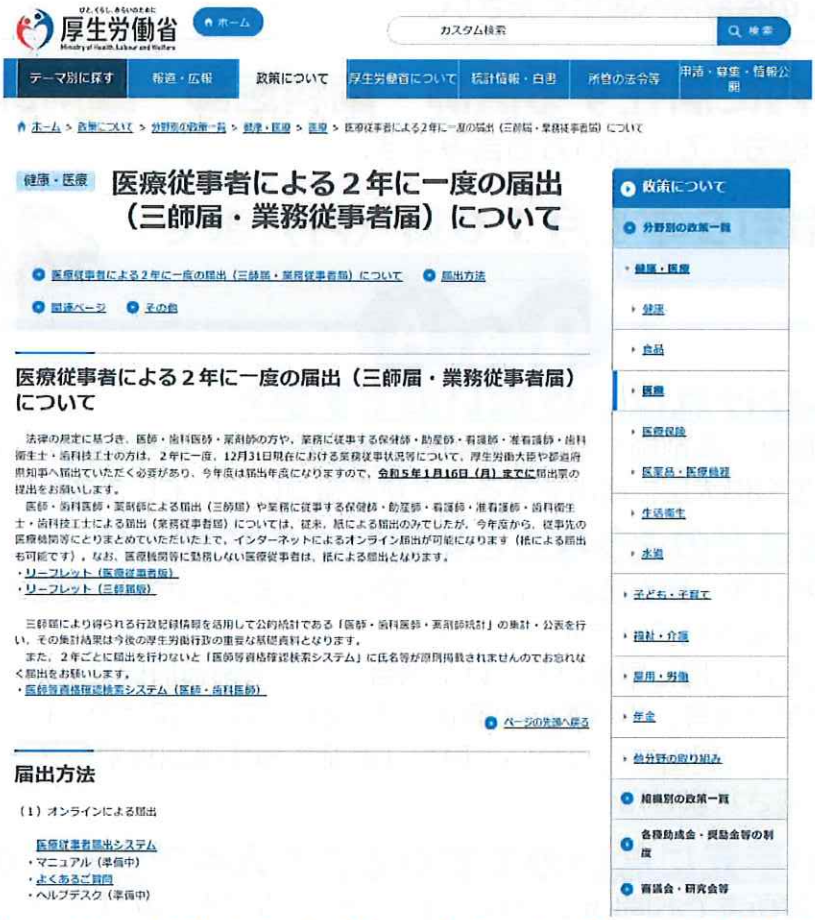
三師届・業務従事者届出が
オンラインで届出できるようになります



■ システムは令和4年12月17日公開予定です



令和4年１１月1日　　事前案内サイト公開



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

よくある質問をご活用ください。
随時情報を更新していきます。

令和4年11月下旬　　操作マニュアル提供開始予定

令和4年12月17日　　システム公開・届出開始予定

令和5年1月16日　　届出締め切り

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療機関向け

■ 4種類の届出方法から自由に選択することができます

Web上で簡単入力

各医療従事者個人がそれぞれ登録する方式です。

スマホでもPCでも入力できます。
Web入力時に個々の申請内容がシステムによりチェックされるため、差し戻しの手間がないこともメリットです。



Excel様式に入力

紙の様式に近いExcel様式に入力してシステムに登録する方式です。

Excelには入力チェック機能が付いており、入力漏れ・入力間違いの軽減に役立ちます。
システム登録時にも記入内容はチェックされます。

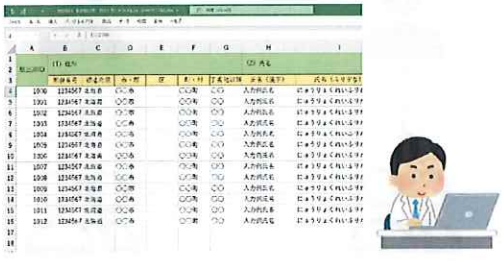


代表者が取りまとめて届出（Excel複数行入力）

代表者が取りまとめて、一括で登録する方式です。

自施設の職員情報を管理されている場合などに最適です。

この方式の場合でも、確定・送信前に各医療従事者にその内容を確認させることも可能です（任意）



代表者が取りまとめて届出（Excelをzipにまとめて届出）

記入済みの様式をまとめて一括で登録する方式です。

各医療従事者が記入した内容を代表者が取りまとめて登録するような流れです。



医療機関向け

■ どなたが記入を行うか事前に決めておくとスムーズです

事前に、どなたが届出の記入を行うか医療機関内で決めておくと、システム公開後のID作成業務がスムーズです。どなたが記入・届出を行うかによって、システム内のID作成を行うかどうかが決まります。各医療従事者にそれぞれ届出内容を記入してもらう場合でも、施設担当者のID作成は必要です。また、利用申請およびその後のID作成はシステム公開後の作業になります。

施設担当者が取りまとめて届出

施設担当者が医療従事者全体の届出を取りまとめて届出を行う場合。

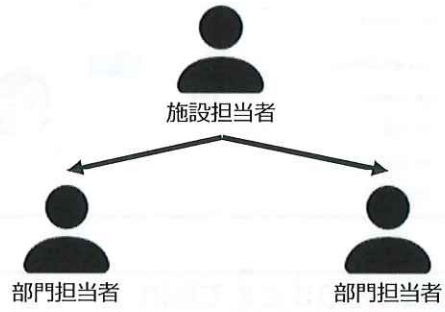
自施設の職員情報を管理されている場合などに最適です。



施設担当者と部門担当者に分かれて取りまとめて届出

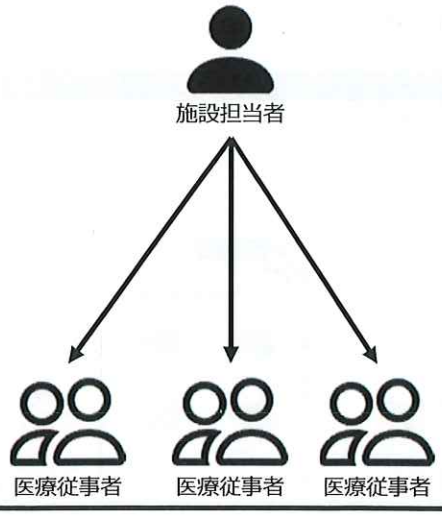
施設担当者は部門担当者を割り当て、各医療従事者の記入内容は部門担当者が取りまとめて届出を行う場合。

施設担当者のみでは取り扱う人数が多すぎる場合に最適です。



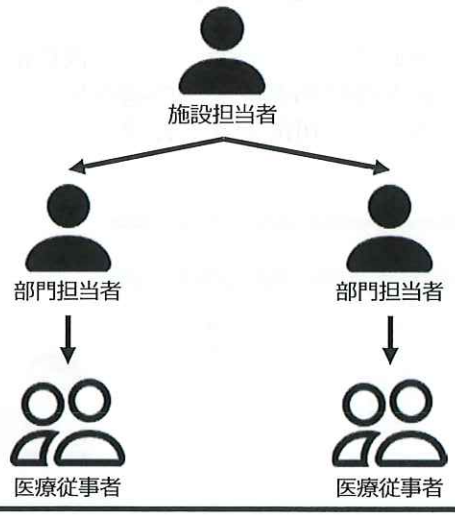
施設担当者と医療従事者で届出

各医療従事者の記入内容を施設担当者が取りまとめて届出を行う場合。



施設担当者・部門担当者・医療従事者で届出

施設担当者は部門担当者を割り当て、各医療従事者の記入内容は部門担当者が取りまとめて届出を行う場合。



医療機関向け

■ システム公開前の準備

1. 届出方法の決定

事前にどなたが届出内容を記入するのか、どなたが取りまとめて提出するのかを決めておきます。

2. 様式の確認（任意）

システム公開前に予めExcel届出の場合の様式が公開されますので、Excel様式に記入して届出を行う場合は、作業負荷軽減のため予め入力して準備しておくこともできます。

■ システム公開後の作業の流れ

3. 利用申請

届出をオンラインで行うためには、まず最初に医療従事者届出システムにて、医療機関の利用申請を行います。

4. ID登録

医療機関の利用申請を行った後に、それぞれシステムを利用する方のユーザーID登録を行い、それぞれの利用者へIDの伝達を行います。

5. 届出票の登録またはフォーム入力

予め決めておいた方法において、届出内容のWeb入力またはExcelアップロードを行います。

6. 届出内容の確認・送信

届出の内容を確認し、確定させます。代表者が取りまとめて入力した場合でも、各医療従事者個人にその内容を確認させてから確定・送信することもできます。

医療機関向け

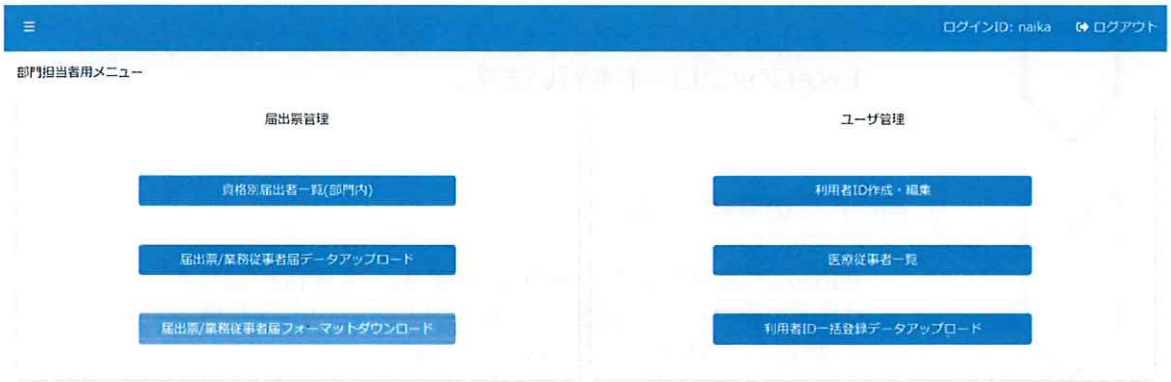
施設担当者向けメニュー

部門別や資格別の届出の状況確認や、取りまとめたデータのアップロード、部門担当者IDの払い出し、利用者IDの払い出しなどの機能があります。



部門担当者向けメニュー

自部門内の資格別の届出の状況確認、部門内で取りまとめたデータのアップロード、利用者IDの払い出しなどの機能があります。



医療機関向け

医療従事者向けメニュー

フォーマットのダウンロード・届出の登録・情報引き継ぎ（R6年度向け）などの機能があります。

